

2018年10月31日

北海道ガス株式会社

電力需給契約約款と電気契約種別規定（低圧）の変更について

当社は2018年12月1日を実施日として、以下の通り電力需給契約約款と電気契約種別規定（低圧）を変更いたします。なお、電気料金等に変更があるものではありません。

【変更の内容】

- ① 電力需給契約約款における、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の条文を、法改正に基づき繰り下げます。
 - 「再生可能エネルギー特別措置法第16条」⇒「再生可能エネルギー特別措置法第36条」
 - 「再生可能エネルギー特別措置法第17条」⇒「再生可能エネルギー特別措置法第37条」
 - 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条」
⇒「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条」
- ② 電力需給契約約款における支払方法について、「弁護士法に定める弁護士法人が作成した払込書」も使用できる旨を追記いたします。
- ③ 電力需給契約約款における料金及び延滞利息の支払順序に、お支払いいただいた金額が債権を消滅させるに足りない場合の充当順については、当社に一任していただく旨を追記いたします。
- ④ 電気契約種別規程＜従量電灯C・低圧電力＞を、電気契約種別規程＜北海道にお住まいの全てのお客さま向け＞に統合いたします。
- ⑤ 「電気契約種別規定」「契約規定」の漢字表記を「電気契約種別規程」「契約規程」へ変更いたします。

北海道ガス株式会社

札幌市中央区大通西7丁目3-1

お客さまセンター 電力お問い合わせ窓口

0570-008800（ナビダイヤル）

受付時間：平日 9:00～19:00

土・日・祝日 9:00～17:00